

2026年3月2日

被保険者 各位



2026年度保険料率(一般、介護、子ども・子育て支援金)及び予算について

標記の件につきまして、去る1月30日(金)に開催されました第178回組合会において、各種保険料率および予算案が審議され、別表のとおり承認されましたので、お知らせいたします。介護保険料率につきましては、2025年度の収支見込みおよび準備金の積立状況等を踏まえ、下記のとおり改定いたします。

また、本年4月より施行される「子ども・子育て支援金制度」に伴う支援金率につきましても、併せてご案内いたします。

記

1.一般保険料率

90/1,000 (据置)

2.介護保険料率 (40歳以上65歳未満の被保険者が対象)

現行	変更後
17/1,000	→ 16/1,000

3.子ども・子育て支援金率

2.3/1,000

※2026年(令和8年)4月分保険料より適用開始(5月支給給与より徴収)

(参考) 子ども・子育て支援金制度

本制度の開始に伴い、一般保険料および介護保険料に加え「子ども・子育て支援金」を当組合が併せて徴収し、国へ納付いたします。

本支援金は、社会全体で将来を支える基盤づくりに向けた施策の財源として活用されます。詳細につきましては、添付の別紙をご確認ください。

【別表1】 一般勘定予算

【別表2】 介護保険勘定予算

【別表3】 子ども・子育て支援金勘定予算

【別紙】 子ども・子育て支援金について

以上

【別表1】

令和8年度 予算額 (一般勘定)			
収 入(単位:千円)		支 出(単位:千円)	
科 目	令和8年度予算	科 目	令和8年度予算
保 険 料 収 入	1,061,555	事 務 費	39,250
調整保険料収入	15,650	法 定 給 付 費	506,863
繰 入 金	126,281	付 加 給 付 費	18,500
財政調整事業交付金	5,000	(保険給付費小計)	525,363
国 庫 補 助 金	525	前 期 高 齢 者 納 付 金	230,000
雑 収 入 他	608	後 期 高 齢 者 支 援 金 ・ 他	280,000
		そ の 他 支 援 金	2
		納 付 金 小 計)	510,002
		特 定 健 診 ・ 指 導	6,380
		保 健 指 導 宣 伝 費	2,175
		疾 病 予 防 費	73,993
		体 育 奨 励 費	5,000
		在 宅 療 養 支 援 事 業 費 他	4
		小 計	87,552
		財 政 調 整 事 業 抛 出 金	15,650
		連 合 会 費	700
		そ の 他	1,102
		予 備 費	30,000
合 計	1,209,619	合 計	1,209,619
		収 支 見 込	0

【別表2】

令和8年度予算額（介護保険）			
収入単位：千円）		支出単位：千円）	
科目	予算額	科目	予算額
介護保険料収入	134,318	介護納付金	136,000
繰入金（準備金）	3,684	還付金	1
一般勘定受入	0	積立金	0
国庫補助金受入	0	一般勘定繰入	0
雑収入等	0	雑支出	1
		予備費	2,000
合計	138,002	合計	138,002
		収支見込	0

【別表3】

令和8年度予算額（子ども）			
収入 単位:千円)		支出 単位:千円)	
科目	予算額	科目	予算額
子ども支援金収入	27,520	子ども納付金	23,980
繰越金		還付金	1
繰入金		積立金	
雑収入		一般勘定繰入	
一般勘定受入	400	雑支出	
		予備費	3,939
合計	27,920	合計	27,920
		収支見込	0



こども・子育て
世帯を応援！

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など
こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。
給付の拡充には、令和8年度から始まる
子ども・子育て支援金が充てられます。

拡充される給付の例

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
※ 令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。
※ 令和7年度から実施

育児期間中の 国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。
※ 令和8年10月分から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円、を支給します。
※ 令和7年度から実施

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。
※ 令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども1人当たり10時間/月の利用が可能です。
※ 令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金の保険料(令和8年度)

令和8年4月保険料(5月に給与天引き)より支援金を拠出いただきます。

※ 医療保険の保険料とあわせて徴収します。

子ども・子育て支援金に係る保険料率(支援金率)は0.23%です。

※ 支援金額(月額)は、標準報酬月額×支援金率になります。

※ 基本的に支援金額の半分を企業のみなさまに拠出いただきます。

※ 賞与からも支援金を拠出いただきます(標準賞与×支援金率)。

もっと知りたい! 子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って?

A 全ての世代や企業のみなさまから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

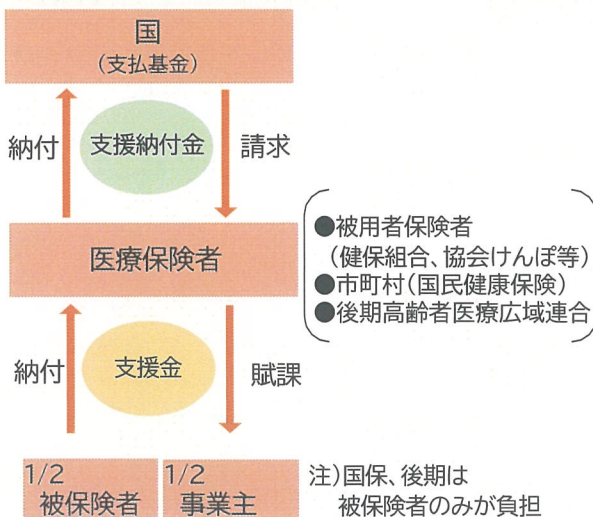
Q どうして「支援金制度」が必要なの?

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月に子ども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なる子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q なぜ独身や高齢者も支払うの?

A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。

支援金の徴収の流れ



Q 支援金により負担が増えるの?

A 支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。このため支援金の導入による実質的な負担はありません。

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金
制度について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て
支援金制度」について」

